

令和 7 年 度
学 校 教 育 計 画



大阪府立枚方支援学校

目 次

1	めざす学校像	1
2	学校教育活動の方針	1
	（1）学習指導の方針	2
	（2）自立活動の方針	4
	（3）特別活動の方針	4
	（4）道徳教育の方針	5
	（5）児童生徒指導の方針	5
	（6）進路指導の方針	5
	（7）人権尊重の教育の方針	6
	（8）健康管理と指導の方針	6
	（9）センター的機能の発揮と充実の方針	7
	（10）学校組織の運営方針	7
	（11）教員の研修方針・研修計画	8
3	校務分掌等	9
	校務分掌活動内容	9
	校務分掌名簿	12
	教職員一覧表	13

1 めざす学校像

社会に開かれた知的障がい支援学校として、地域や関係機関及び府立むらの高等支援学校との連携を深める中で、「自分」「つながり」「チャレンジ」をキーワードとして、一人ひとりの児童生徒の未来へ向かう夢や希望をはぐくむ学校をめざします。

① 「自分」

- ・自分の願いや自分らしさを大切にし、自分の思いを伝え、やりとげようとするのできる児童生徒を育てます。

② 「つながり」

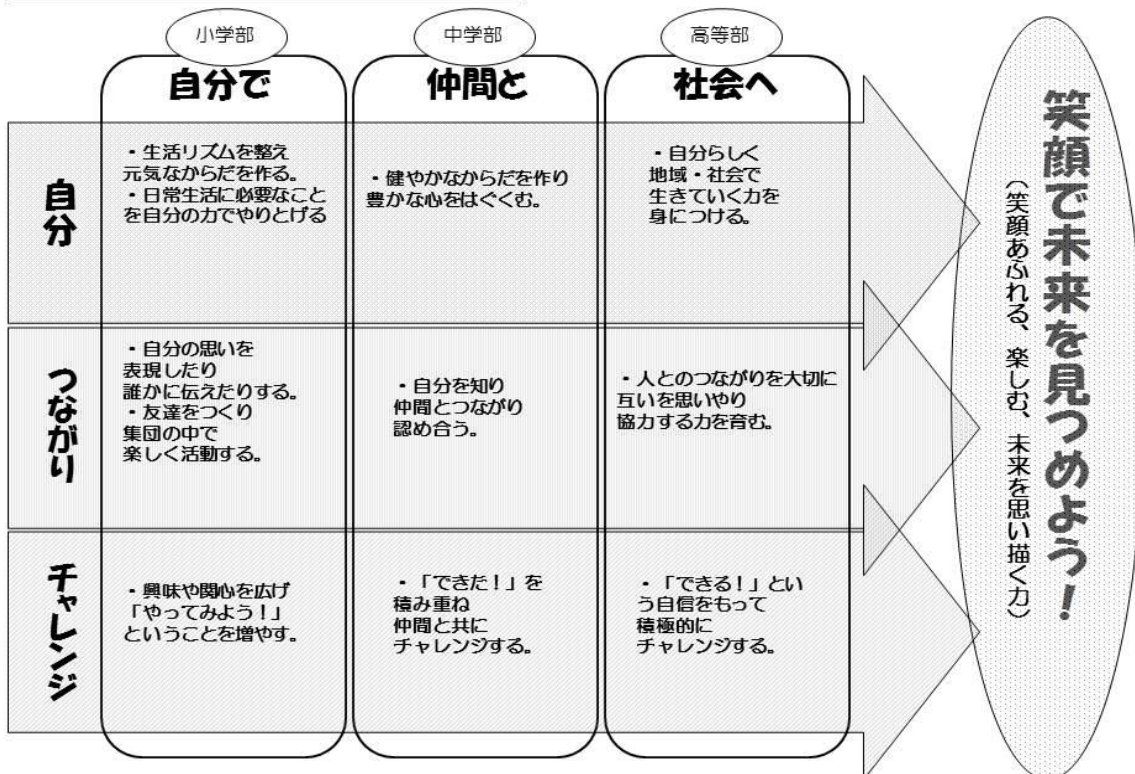
- ・小学部、中学部、高等部を通じて同年齢・異年齢間の交流を図り、人とのつながりを大切にし、互いを思いやり、認め合い、協力する児童生徒を育てます。

③ 「チャレンジ」

- ・「やってみよう!」「できた!」「できる!」の体験を積み重ねることで自己肯定感を育み、新しいことにもチャレンジし、失敗した時にはやり直せる児童生徒を育てます。

2 学校教育活動の方針

教育の方針・指導の重点のイメージ図



指導の重点

小学部「たのしく学び たくさん遊ぼう 毎日えがおの自分」

- 【自分】 生活リズムを整え元気なからだをつくる。
日常生活に必要なことを自分の力でやりとげる。
- 【つながり】 自分の思いを表現したり、誰かに伝えたりする。
友だちをつくり、集団の中で楽しく活動する。
- 【チャレンジ】 興味や関心を広げ「やってみよう！」ということを増やす。

中学部「仲間とつながろう！未来へつなげよう！」

- 【自分】 健やかなからだをつくり、豊かなところをはぐくむ。
- 【つながり】 自分を知り、仲間とつながり、認め合う。
- 【チャレンジ】 「できた！」を積み重ね、仲間とともにチャレンジする。

高等部「楽しもう学校生活 そして社会へ」

- 【自分】 自分らしく、地域・社会で生きていく力を身につける。
- 【つながり】 人とのつながりを大切に、互いに思いやり協力する力を育む。
- 【チャレンジ】 「できる！」という自信をもって積極的にチャレンジする。

（１）学習指導の方針

<小学部>

- ・学習や遊びなど学校生活全般を通して、からだを動かす楽しさや大切さに気付ける活動を行い、体力の向上をはかる。
- ・家庭、学校を通した1日の生活リズムを整え、心身ともに健康な生活を送ることができるように、家庭や関係機関と連携を図りながら、個々に応じた支援を行う。
- ・家庭と連携して望ましい食習慣を身につけ、健康なからだや豊かな食習慣を養う。
- ・日常生活における基本的な生活習慣（衣服の着脱・食事・排泄等）の形成・定着のため、一人ひとりの実態をとらえ到達度を設定し、個々に応じた支援の方法で身辺面の自立をめざす。スモールステップで繰り返し取り組むことを通して、自分でできることを自分でやろうとする意欲を育てる。
- ・自分で選んだり決めたりして生活をする経験を積み重ねていき、自分の思いを表現したり、伝えようとする意欲を育てる。
- ・個々に応じた基礎的なコミュニケーションスキルの獲得をめざし、学校生活全般において学習場面を設定して取り組む。
- ・友だちや教員と一緒に学習したり遊んだりする活動を通して、人を思いやる心や協力する態度を養う。また、集団で行動する力や基本的なルールやきまりを守る力を育てる。
- ・生活年齢や発達の段階を考慮した多様な集団や校外での学習を展開して、社会性や豊かな人間性を育む。また、地域の学校との交流および共同学習を計画的にすすめる。
- ・体験的な学習や遊びを通して、活動や物への見通しを持ったり、好きな活動や好きな物を見つけたりして自分から「やってみよう！」という気持ちを養う。
- ・自主的・主体的に取り組む場を設定し、課題に対して自分で考えたり工夫したりして解決する力を育

てる。

- ・地域の文化や風土を生かした活動や公共の施設を利用した活動に取り組み、生活経験を豊かにして社会性を高める。

< 中学部 >

- ・自立に向けて基本的な生活リズムや生活習慣の定着に努める。
- ・からだを動かす楽しさを知り、自ら進んで運動する姿勢を育てる。
- ・自分のからだやこれに関心を持ち、変化するからだや揺れ動くところと向き合う姿勢を育てる。
- ・自分の得意なことを知り、互いの違いを認め、育ち合う力をはぐくむ。
- ・相手の気持ちや立場を理解し、協力し合う力を養う。
- ・「あいたい」仲間をたくさん見つけ、自分の気持ちや要求を相手に伝える力を育てる。
- ・小さな「できた！」という達成感を積み重ね、自信をもって活動できる力を育てる。
- ・失敗しても、何度でもチャレンジし続ける意欲を育てる。
- ・仲間と一緒に様々なことに挑戦する中で、自分で考え、判断し、成長できるような活動の場を提供する。

< 高等部 >

- ・日常生活に必要な知識・技能の習得や、自らの健康管理もできるように、心身ともにたくましく生きていく力をはぐくむ。
- ・自分の強み・弱みをはじめとした自己理解を進め、自分らしく表現する力を養う。
- ・卒業後の生活を見通して、さまざまな経験を積み重ね、社会の一員としてはたらく意欲や余暇を楽しむ力を育てる。
- ・日常の活動や行事などの集団生活を通して、人と協力することや相手を思いやることの大切さを学ぶ。
- ・人と協力する経験を積み、未来の自分を支えてくれる協力者を増やす。
- ・係の活動などを通して、自分の役割を意識して生活する習慣を身につける。
- ・地域・社会とのつながりを大切にしたい取り組みを進める。
- ・「できる！」という成功体験を積み重ね、自己肯定感を育て、失敗しても粘り強くチャレンジできる「しなやかなこころ」を育てる。
- ・自分で考え判断し、実行する力を身につけ、夢や希望に向かって前向きにチャレンジする力を育てる。

(2) 自立活動の方針

<小学部>

- ・一人ひとりの児童が自己理解を深め、自らつまづきや困難を軽減したりしながら、よりよく生きていけるようにするための必要な知識や技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

<中学部>

- ・個々の生徒が自立をめざし、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
- ・身体各部の様子を知り、健康状態の維持改善をはかる。
- ・集中して取り組める環境を設定し、情緒の安定をはかる。
- ・小集団での活動を通して友だちとのかかわり方の基礎を知る。
- ・得意な事を伸ばす活動に取り組む。
- ・言語の受容、表出、形成の発達をはかり、コミュニケーションの基礎を身に付ける。

<高等部>

- ・個々の生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

(3) 特別活動の方針

<小学部>

- ・様々な集団活動を通して、集団参加の態度や集団行動ができる力を育てる。また、学級活動や児童会活動などを通して、お互いの連帯感を感じたり深めたりする。
- ・児童の興味や関心、特性に基づいた活動を通して、他の学習では得られない技能や社会生活能力などの力を伸ばすとともに、自主的・意欲的に活動に取り組む態度や能力を育てる。

<中学部>

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長をはかり、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
- ・生活に必要な習慣や技能を身につけ、自立への基礎を養う。
- ・仲間と共に活動することを通して、集団活動のルールやマナーを身につける。
- ・事前学習を通して、行事に対して見通しを持って取り組む。
- ・いろいろな仕事や、働くことについて知る。

<高等部>

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(4) 道徳教育の方針

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、明るい生活態度を養うと共に強く生きようとする意欲を高める。
- ・自分のみならず、他者を尊重しようとする意思や態度を育む。
- ・社会生活の基本ルールを身につけ、社会に貢献しようとする力を育む。
- ・よりよく生きていくための道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育む。

(5) 児童生徒指導の方針

- ・児童生徒一人一人が、自立心と互いに尊重し助け合う心を育む。
- ・集団活動の中で、集団参加の態度を養い、学校の一員としての自覚を高める。
- ・学部間や学校間での交流を通じ、互いを理解し合い、協力し合う心を育む。
- ・安全についての指導を行い、安全に生活ができる力を育む。
- ・将来の社会自立に向けて、生徒が主体的に活動に取り組めるよう支援し、さらに有意義な学校生活となるよう全教職員と共に指導・支援にあたる。

(6) 進路指導の方針

- ・学校内外で様々な経験を積むことで、自己理解・他者理解をすすめ、自分にあった進路や仕事を主体的に選択できるよう支援する。
- ・卒業後の社会的自立をめざし、日々の学校生活や進路学習などにおいて、社会生活上必要とされるマナーの習得（挨拶、言葉遣い、整容、スケジュール管理など）に取り組む。
- ・各学部間の交流学習や清掃活動などを通じ、異年齢間で交流し、児童生徒自身が身につけた技術や仕事に対する心構えを伝え合う取り組みをすすめる。
- ・将来の生活に対する具体的なイメージを持てるよう、早期から福祉事業所や企業等の見学や体験活動の機会を充実させる。
- ・関係機関との連携をすすめ、在学中から卒業後に向けた支援のネットワーク作りや学校内外での進路相談機能を充実させる。
- ・関係機関と連携し、地域の社会資源の開拓を進め、体験実習の場や進路先の確保に努める。

(7) 人権尊重の教育の方針

- ・すべての教育活動を通して、一人ひとりの生命を大切にし、発達の段階に応じた豊かな人間関係を築くとともに、人権に対する認識や実践する力を育てるために、人権教育を積極的に推進する。
- ・障がいの理解と啓発に努める。
- ・人間として尊重しあい、互いの友情と理解を深め、学びあい育ち合える力をつけるため、交流教育をすすめる。
- ・交流教育やホームページ、「むげんファーム」生製品の販売や村野駅前でのあいさつ運動、「クリーンタイム」を拡大した清掃活動などを通じて、他校の児童生徒や地域の人々への障がいに関する理解促進を図る。

(8) 健康管理と指導の方針

児童生徒の安全と健康管理・健康増進に努め、適切な指導を行う。個々の児童生徒の健康状況をきめ細かく把握し、家庭・医療機関との連携に努め、保健指導の徹底を図る。健康教育部、感染症対策委員会、アレルギー・医療的ケア検討委員会等を中心に組織的に検討し、教職員の共通理解と協力のもとに実施する。

・児童生徒の身体状況の把握と個別指導

全教職員の協力体制のもとに、各種健診・検査、保護者懇談及び日常の健康観察を実施して、児童生徒一人ひとりの身体状況を的確に把握し、学校教育全体を通して、適切な個別指導を徹底する。

・感染症の予防の指導と衛生管理

種々の感染症予防を推進する教育に努める。また、常に保護者や関係機関との連携を密にし、感染症罹患の情報を得た場合には、感染症対策委員会指導の下、対応マニュアルをもとに、速やかに拡大防止の対策をとる。

・食物アレルギーの対応と指導

学校生活管理指導表をもとに、アレルギーに関する食物アレルギー個別の取り組みプランを作成し、アレルギー・医療的ケア検討委員会で検討。決定した内容を保護者の確認を含め共有している。また、児童生徒への緊急時の対応についても緊急対応マニュアルを作成し、事故防止に努める。また、カロリー制限等の食に関して配慮が必要な児童生徒に対しても、アレルギー・医療的ケア検討委員会で正確な情報の把握と共有に努める。

・体育的活動の指導

健康で安全な生活を営むために必要な習慣と態度を養い、心身の調和的発達を図るために、学校教育全体を通じて体育的活動の指導を適切に行うように努める。

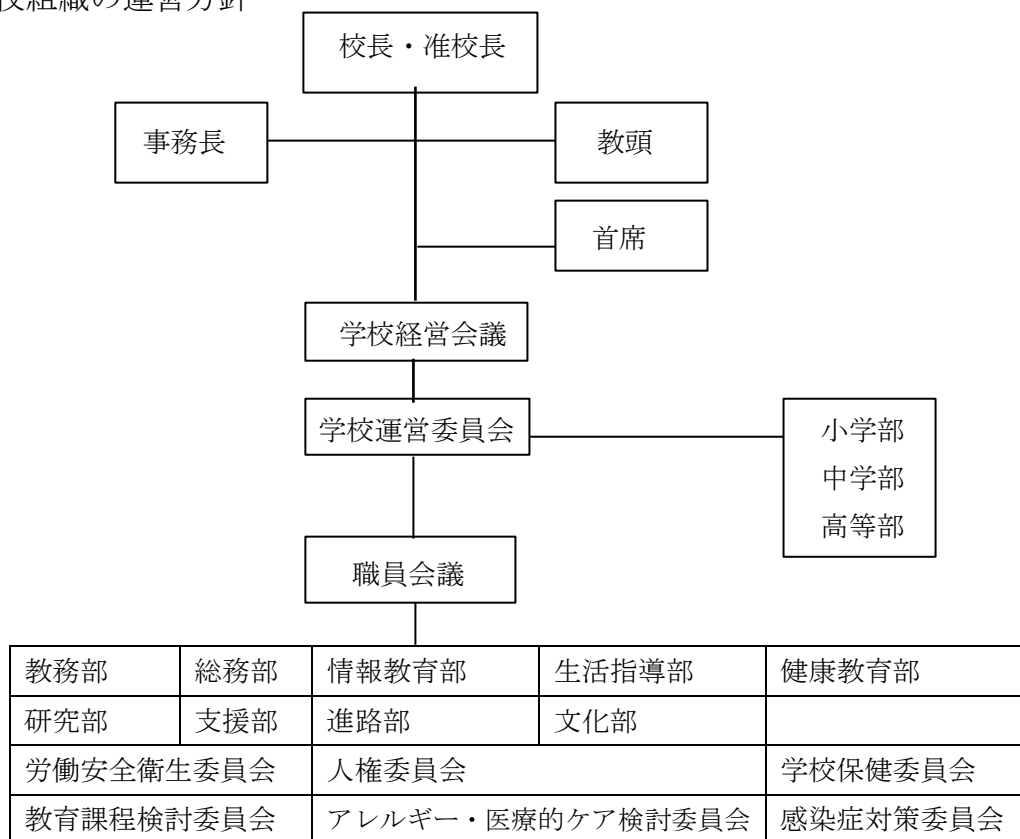
・給食指導および食に関する指導

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることをめざし、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう指導する。また、食事を通して自らの健康管理ができるよう指導する。給食活動を通じて、豊かな心を育成し、社会性を養う。

(9) センターの機能の発揮と充実の方針

リーディングスタッフを中心に、地域の学校（園）に対して、支援学校におけるセンター的機能の役割を十分に発揮し、インクルーシブ教育、支援教育の推進に努める。具体的には、校内外の支援教育推進のキーパーソンとして、枚方市の保育所・幼稚園、小学校、中学校の支援活動を行う。また、インクルーシブ教育推進のため、枚方市教育委員会や市のリーディングスタッフの先生方との連携を深める。後進育成に関しては、コーディネーター会議や市の研修を校内の教員に呼びかけ、支援方法等についての研修・研鑽を深め、支援できる教員の育成を図る。

(10) 学校組織の運営方針



学校経営会議

校長 准校長 事務長 教頭 首席 指導教諭 部主事

- ・校長・准校長・教頭・事務長・首席・指導教諭・部主事において、日々の定期協議を行い、円滑な学校組織運営を図る。
- ・校長・准校長・教頭・事務長・首席・指導教諭・部主事において、定期の経営会議を行い、各学部における課題の解決と連携の推進を図る。

学校運営委員会

校長 准校長 事務長 教頭 首席 指導教諭 部主事 分掌長 保健主事

- ・学校運営委員会等において、校務分掌長との意見交換を通して、円滑な学校組織運営を図り、組織の横断的な連携を図る。

(11) 教員の研修方針・研修計画

<研修方針>

- ・児童生徒の実態把握に努め、一人ひとりに応じた指導方法の開発について研修を深める。
- ・校内自主研修を活用し、個々の教員の持つ専門性の向上や継承を図る。

<研修計画>

- 1) 校内研修会、新転任者研修会を行い、支援学校教員として基礎的な知識・技能を修得し、その資質の向上を図る。
- 2) 授業研究や事例研究を行い、児童生徒の実態把握に努めるとともに、児童生徒に応じた指導方法、指導技術の向上を図る。

3) 研修実施計画

①校内研修

- ・学識経験者、校内の教員による講習により、教育・心理・医学などの支援教育に関わる専門的知識を研修する。

②人権研修

- ・児童生徒の人権擁護についての意識の深化に努め、そのための情報交換等を行う。
- ・児童生徒の人権を守り、ゆきとどいた教育を行うための各種政策のあり方についても関心をもち、研修を進める。
- ・「体罰は許さない」を共通認識とし、体罰やいじめ防止の研修を行う。

③新転任者研修

- ・本年度着任した教員に対し、本校の学校運営について概要を紹介し、研修を深める。

④初任者研究授業

- ・本年度着任した初任教員に対し、研究授業に向けた助言等を行う。また、研究授業の見学や振り返り会を全校的にを行い、授業改善、授業力向上をめざす。

⑤公開授業週間

- ・教員が他の授業を見学できる期間を設定して行い、授業のあり方を学ぶ。

⑥授業研究・事例研究

- ・随時研究会を設定し、授業内容の検討や、児童生徒の実態把握と経過報告を行う。

3 校務分掌等

(1) 校務分掌活動内容

教務部	・企画・庶務（式典、儀式、学校見学会、入学前相談、入学決定検査、入学説明会、学校要覧、学校教育計画、教育実習等） ・学事（在籍管理、転出入、名簿作成、指導要録、出席簿、学校日誌、卒業生台帳、教科書、通信欄） ・教育課程（教室調整、時間割作成、年間・月行事、保護者向け文書、教育課程検討、むらの高等支援学校との学校間連携・調整）
総務部	・庶務（印刷室管理、A I G関係、ロッカー、鍵管理、入校証他） ・環境整備（安全点検、美化計画、清掃・消毒分担、清掃・消毒用具、消耗品管理、拾得物管理、サンクル会 他） ・クリーンタイム（企画・運営） ・渉外（PTA との連携、ロードギャラリーの企画・管理） ・図書（図書の管理・購入計画、利用計画、図書室の運営・管理） ・通学バス（運行計画、使用計画、車内指導に関する連絡調整、デイスサービス対応）
情報教育部	・学校ホームページ管理（ホームページ、ブログの更新） ・アカウント管理（学情アカウント登録、学情管理者登録、Google アカウント管理） ・職員研修（校内情報研修会の主催） ・機器ソフト管理（P C管理、タブレット端末管理、電子黒板管理、ソフトウェア管理、機器の不具合・故障時の対応・保守業者への連絡） ・情報教材管理（自作情報教材の収集・データベース化によるデータ共有、情報教材サイトの収集・データベース化によるデータ共有） ・Google アプリの活用（Google フォーム・スプレッドシートの活用、クラウド上での教材や会議資料の管理） ・Microsoft アプリの活用（OneDrive、SharePoint の活用、クラウド上での会議資料の管理） ・情報モラル教育の充実（カリキュラム作成、教職員への授業内容の周知、事例の共有と解決策の検討） ・その他（機器類の貸し出し、研修会等への参加、情報機器や個人情報の取り扱いなどに関して本校教職員への啓発、ペーパーレス化の推進）

生活指導部	・生活指導（児童生徒指導、自主通学指導、A通学対応、クラブ活動、校内服・標準服等、行方不明対応、地域関係機関との連携、他） ・児童生徒会指導（児童生徒会活動、集会活動、学部間交流活動、児童生徒会選挙、認証式、あいさつ運動、昼の放送、アナウンス等、他） ・安全指導（交通安全指導、薬物乱用防止指導、SNS指導、長期休暇に向けた生活指導、他） ・交流および共同学習（クラブ活動、学校間交流、居住地校交流） ・部活動（課外クラブ・運動クラブ）
文化部	・文化的行事（芸術鑑賞会・学習発表会・作品展の企画と運営） ・視聴覚機器管理（視聴覚機器の整備保守、視聴覚放送設備の整備保守、視聴覚機器の管理と貸出、行事での音響機器設置） ・地域での文化的行事への参加（七夕伎芸展への作品出展）
健康教育部	・体育（体育的行事〈ヒラリンピック〉、プール学習、朝のランニング及び体力づくり週間の企画・運営、体育施設の管理） ・保健（健康診断、身体測定、健康相談、保健管理、保健教育、感染症予防指導） ・食育・給食管理（食に関する指導、給食管理、給食連絡会） ・安全・衛生（火災・地震避難訓練、避難器具講習、保護者安否確認訓練、救命救急法研修、不審者防犯訓練、ヒヤリハット報告、熱中症対策（マニュアル）、安全教育、危険生物駆除、調理実習実施マニュアル、危機管理マニュアル、衛生管理、感染症予防対策）
研究部	・研究（公開授業週間、教材・教具、教材室管理、アセスメント、実践交流会（小学部）） ・研修（新転任研修、研究授業、学部間交流、全校研修、自主研修、研修案内、人権教育、人権研修） ・キャリア（キャリア教育の推進、キャリアマトリクス、ブログ発信） ・シラバス（シラバス作成、データベース化）
支援部	・個別の教育支援計画・個別の指導計画・個別の移行支援計画（管理・運用（様式・スケジュール検討）、校内研修） ・校内児童生徒支援（校内児童生徒の情報集約、校内・校外ケース会議のコーディネート、外部関係機関との連携、各市の関係機関、主催会議への参加、福祉サービスの情報提供、通学支援事業） ・自立活動（人材活用事業（OT、ST、PT、臨床）の連絡・調整、実態把握と指導、各種検査の紹介、自立活動、アセスメントの実施・活用・研修） ・地域支援（外部教育相談窓口、支援教育地域支援整備事業に基づいた訪問相談・来校相談・研修講師等、北河内ブロック会議・研修会の企画・運営、各市連携会議への出席）

進路部	・職業（現場実習、体験実習、職場見学） ・進路支援（進路希望調査、進路相談、職場開拓、実習・見学会等企画調整、個別懇談、職安・福祉との懇談会、関係諸機関との連携、職業教育の推進、進路先施設等の情報提供 他） ・キャリア教育の推進（進路学習、職業コース連携、学部間交流活動） ・個別の移行支援計画（管理・運用） ・アフターケア（会社・施設等の訪問・連絡、追指導、同窓会活動） ・PTA進路部支援（施設見学会、講演会の実施等） ・奨学金
学校運営委員会	教育課程検討委員会
労働安全衛生委員会	アレルギー・医療的ケア検討委員会
人権委員会	学校保健委員会
入決委員会	感染症対策委員会
新校務システム PT	入学式準備会
卒業式準備会	

大阪府立枚方支援学校

〒573-0042 大阪府枚方市村野西町60番1号

TEL 072-805-2731 FAX 072-805-2733